

至急

2026年までに

手形・小切手 全面電子化

政府は、2026年までの約束手形の利用廃止・
小切手の全面的な電子化の方針を示しています。

電子化に向けた対応が遅れると、
事業活動に支障が生じる恐れがあります



取引先と
決済できない

政府方針を受け、紙の手形・小切手をやめる企業数が年々急増しており、各事業者においても「紙による取引方法の見直し」を迫られることになります。



手形・小切手帳を
入手できない

手形・小切手帳の製造メーカーでは事業撤退の意向を示しているほか、流通量が減少となる中で発行手数料が引き上げとなる可能性があります。



手形の代金取立を
依頼できない

一部の銀行では、2027年4月以降を期日とする手形・小切手について、期日管理を行う代金取立の受付を停止する動きがみられます。

代替手段へのシフトは始まっています

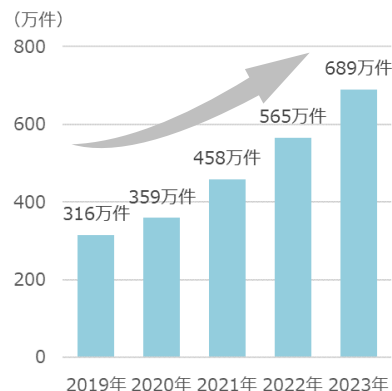
急増中

電子的決済サービスの利用

電子的決済サービスとは？

紙の手形・小切手の代替手段となる、インターネットを利用した決済サービスです。主な電子的決済サービスとして、インターネットバンキングによる振込や、電子記録債権「でんさい」があります。

でんさいの発生記録
請求件数は、
直近4年で2.1倍に
利用増！



いま着手すれば、
2026年までに十分間に合います！



電子化にはこのようなメリットがあります

① 事務負担軽減

押印や取立手続、発送等の事務作業が不要！

② コスト削減

郵送代、印紙代等のコストを削減！

③ リスク軽減

現物がなくなるため、紛失や盗難の心配なし！

check

でんさいネット「でんさいコスト診断」では、でんさいの利用によって削減できるコストを算出できます。



電子的決済サービスの導入には、以下のような準備が必要です
詳しくは、お取引金融機関にご相談ください

・ 取引先への導入案内

電子的決済サービスの取扱いを開始した旨を取引先に伝え、準備してもらう必要があります。

・ 社内の環境整備

まずは、電子的決済サービスへの切り替えまでの計画を立てましょう。
また、会計システムおよび事務フローの整備が必要です。

check

でんさいネット「お取引先利用状況検索サービス」では、既にでんさいに対応している企業を調べることができます。



会場

オンライン

手形・小切手の

無料

全面的な電子化 セミナー

電子的決済サービス（でんさい）への移行方法について

会場 オンライン

甲府

2025年1月21日 火 14:00-15:30



富士吉田

2025年1月28日 火 14:00-15:30



会場のみ

山梨県内の企業および個人事業者のみなさま

経済産業省は2026年度を目途として紙の手形・小切手を廃止し、電子化する方針を示しました。当セミナーでは、手形・小切手の廃止に向けたスケジュール、電子化に向けた取組み、紙の手形の代替である「電子記録債権（でんさい）」の仕組みと導入手順、操作方法等について詳しく説明します。

受講方法

- 甲府 以下の①、②のいずれかをご選択ください。
①会場：甲府商工会議所（定員100名）②オンライン：Zoom参加（定員500名）
- 富士吉田
会場：富士吉田市民会館 小ホール（定員150名）

- ・会場での受講の方は、当日直接会場へお越しください。
- ・オンライン参加の方は、会社・ご自宅のパソコン等からご参加いただけます。
申込フォームにご記入のメールアドレスに参加URLをお知らせいたします。
通信状況により、映像・音声に乱れが生じる場合がございます。予めご了承ください。

申込方法

会場ごとに右記（二次元コード）からお申し込みください。

※ 事務局の山梨中央銀行からお取引金融機関へ連携させていただきます。

各開催日の1週間前までにお申し込みください。

（定員になり次第、締め切らせていただきます）

<https://www.yamanashibank.co.jp>（山梨中央銀行HP／セミナーのお申込み）

甲府



富士吉田



問合せ先

事務局／山梨中央銀行 営業統括部

講師／一般社団法人全国銀行協会 株式会社 全銀電子債権ネットワーク

主催／山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、山梨県民信用組合、都留信用組合

後援／甲府商工会議所・富士吉田商工会議所

問合せ先／各金融機関の窓口またはフリーダイヤルへお問い合わせください（詳細は裏面をご確認ください）。

各金融機関のお問合わせ先

山梨から豊かな未来をきりひらく

山梨中央銀行

0120-201862
(照会コード9)

お取引の金融機関へご連絡ください
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00】
祝日・12/31～1/3は除きます

あなたの未来へ こうしんと

こうしん
甲府信用金庫

0120-021-422

 **山梨信用金庫**

055-225-0212

皆様のベストパートナーをめざして
山梨県民信用組合

0120-487-652

 **まごころの
都留信用組合**

0120-152640

手形・小切手をご利用中の事業者の皆様へ

2026年度末までに「手形・小切手」の 電子化が決まっています！

電子化しないと生じてしまう、3つの「ない」



取引先と決済
できない！

政府方針を受け、**紙の手形・小切手をやめる企業数が年々急増**しており、各事業者においても「紙による取引方法の見直し」を迫られることとなります。

手形・小切手を
入手できない！

手形・小切手帳の製造メーカーでは事業撤退の意向を示しているほか、流通量が減少となる中で**発行手数料が引き上げとなる**可能性があります。

手形の代金取立を
依頼できない！

一部の銀行では、2027年4月以降を期日とする手形・小切手について、**期日管理を行う代金取立の受付を停止**する動きがみられます。

電子化によって、このような**メリット**があります！

① 事務負担軽減

紙の手形・小切手における押印や取立手続、発送等の**事務作業が不要**。

② コスト削減

郵送代、印紙代等の**コストを削減**できます。

③ リスク軽減

現物の盗難や紛失のリスクがなくなります。



「でんさいコスト
診断」は
こちらから
アクセス！